平成１８年（排）第１１号

排　除　命　令　書

愛知県豊橋市下地町字豊麻２０番地
永井海苔株式会社
同代表者　代表取締役　永　井　秀　典

東京都中央区日本橋茅場町一丁目１１番９号
株式会社サングリーン
同代表者　代表取締役　柳　沢　幸　雄

公正取引委員会は，上記の者らに対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　永井海苔株式会社及び株式会社サングリーンは，永井海苔株式会社の取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１３年５月ころ以降行っている，当該食品のりの原材料として養殖ののりを用いているにもかかわらず，あたかも，岩礁等に自生する岩のりを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　永井海苔株式会社及び株式会社サングリーンは，今後，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）又はこれと同種の食品のりの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければなら

ない。

3　永井海苔株式会社及び株式会社サングリーンは，今後，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）又はこれと同種の食品のりの取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　永井海苔株式会社及び株式会社サングリーンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1) 永井海苔株式会社（以下「永井海苔」という。）は，肩書地に本店を置き，食品のり等の製造販売業を営む事業者である。

(2) 株式会社サングリーン（以下「サングリーン」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の販売業等を営む事業者である。

2 (1) 永井海苔は，平成１３年５月ころ以降，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚６袋入り。以下「両班岩海苔」という。）を，取引先の販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) サングリーンは，大韓民国に所在する事業者が製造した前記(1)の食品のりを，輸入業者を通じて仕入れ，永井海苔に販売している。

(3) 前記(1)の食品のりは，味付け加工したのりの小片が８枚ずつ６つの小袋に詰められた上で，当該小袋６袋が包装袋（以下「外装袋」という。）に詰められているものであって，当該外装袋には販売者として永井海苔の名称が記載されている。

(4) 永井海苔及びサングリーン（以下「２社」という。）は，協議の上，外装袋の表示の内容を決定している。

3　岩のりは，岩礁等に自生するのりであり，採取量が極めて僅少であることから，希少価値があり，一般的に，養殖ののりと比較して高級感があるものとして認識されている。

4　２社は，両班岩海苔の外装袋（別添写し）の前面に「韓国直輸入味付海苔　両

班岩海苔」と記載することにより，あたかも当該食品のりの原材料として岩のりが用いられているかのように表示しているが，実際には，原材料として岩のりは用いられておらず，養殖ののりが用いられているものである。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，２社は，平成１７年１０月２９日ころ以降，両班岩海苔の出荷を取りやめている。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，２社は，食品のりの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年3月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

外装袋　前面


ヤンバン
両班
ヤンバン
東遠 両班
岩海苔
韓国直輸入 味付海苔
おつまみや
おやつに
8절 8매
6パック
8切8枚入
동원F&B
www.dw.co.kr

外装袋　裏面


韓国味付のり
韓国のきれいな海でとれた新鮮な高級のりに塩とゴマ油で味付けした韓国風味付けのりをお届けいたします。歯切れの良い食感と香ばしい風味はビールやお酒のおつまみに、又、おこさまのおやつに最適です。
完全自動化システムで衛生的につくられた当社の味付けのりをご賞味ください。
両班とは
両班（ヤンバンとは、貴族階級を称する言葉で、韓国では昔から一般的に使われています。現代では気高さ、聡明さ、毅然とした誇りの持ち主を指す言葉として使われています。
医食同源　皆様の健康と豊かな食生活に貢献する韓国総合食品会社　東遠F&B
（保存方法）
直射日光を避け冷暗所で保存してください。
（ご注意）
開封後は、なるべくお早めにお召し上がりください。
内装 PE,PET,M,PP
外装 PP
ﾌﾞﾚｰ PET
4 904071 401475
名　称　韓国味付のり
品　名　ヤンバン岩のり
原材料名　海苔、食用油、食塩、調味料（アミノ酸等）
内容量　8切8枚 6袋入り
賞味期限　別途記載
原産国　大韓民国
輸入者　韓国海苔輸入問屋協同組合 大阪府大阪市北区菅原町8-11
販売者　永井海苔 株式会社 愛知県豊橋市問屋町 11-3 TEL:0532-32-7777
商品には万全を期しておりますが、万一品質や包装にお気付きの点がございましたら、販売者までご連絡ください。